

# 知っておきたい自動車リサイクル法の仕組み

## 自動車リサイクル法が必要な理由

現在、国内で年間約400万台排出される使用済自動車は、解体業者や破砕業者等において約80%リサイクルされていますが、残り約20%の最終残さであるシュレッダーダストは、主に埋立処分されています。



## 自動車リサイクル法が来年1月1日にスタートします!

## 自動車リサイクル法の仕組み

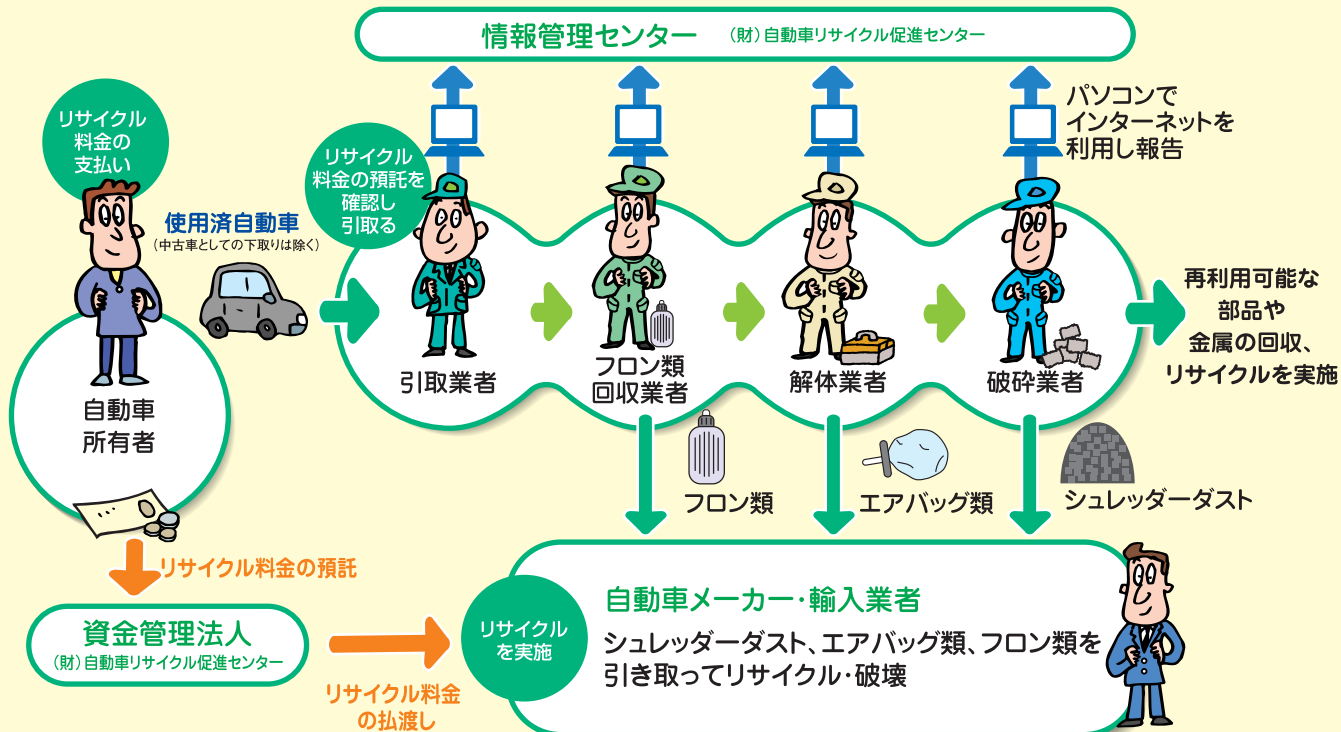
- シュレッダーダストおよび新たな環境課題であるエアバッグ類、カーエアコンのフロン類を自動車メーカー・輸入業者が引き取ってリサイクル(フロン類については破壊)
- リサイクル料金は自動車の所有者が原則新車購入時または継続検査時に支払う

- 引取業者、フロン回収業者 → 都道府県知事等への登録
  - 解体業者、破砕業者 → 都道府県知事等の許可
- 必ず必要

※なお、フロン回収業者についての国土交通省を経由しての登録の特例措置は、来年1月1日をもって廃止されますのでご注意ください。

- 使用済自動車等の引取り・引渡しをパソコンでインターネットを利用し報告する電子マニフェスト(移動報告)制度を導入(事業者は自動車リサイクルシステムへの登録が必要)

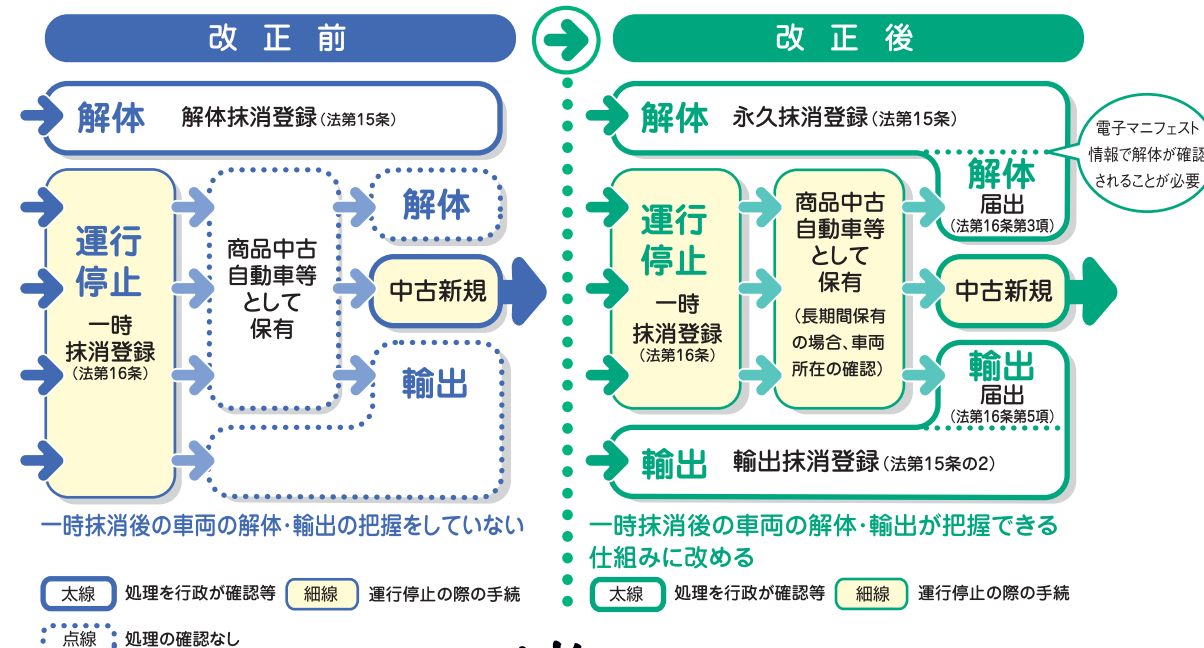
※原則としてすべての車種の四輪自動車が自動車リサイクル法の対象となります(トラック・バス等の大型車、商用車も含まれます)



## 【抹消登録・自動車重量税還付制度について】

- 来年1月1日の自動車リサイクル法のスタートと同時に、改正された道路運送車両法の抹消登録関係の手続きと使用済自動車に関する自動車重量税の還付制度もスタートします。
- 抹消登録関係の具体的な改正内容として、永久抹消登録制度と一時抹消登録制度(軽自動車については自動車検査証の返納)の双方を引き続き残しつつ、一時抹消登録後に解体がされた時(自動車リサイクル法の電子マニフェスト情報で解体が確認されることが必要)と、中古車輸出(一時抹消登録を行わずにそのまま輸出する場合も含む)を行う時には、その旨の届出等を運輸支局等にすることが必要となります。
- 自動車重量税の還付制度とは、使用済自動車が適正に解体され、解体を事由とする永久抹消登録または解体された旨の届出が行われた場合、運輸支局等を経由して申請することにより車検残存期間に相当する自動車重量税額を還付するものです(輸出抹消では還付されない点にご留意ください)。

## 【抹消登録制度の改正】



一時抹消後の車両の解体・輸出の把握をしていない

一時抹消後の車両の解体・輸出が把握できる仕組みに改める

太線 処理を行政が確認等 細線 運行停止の際の手続 点線 処理の確認なし



## 自動車リサイクル法2005.1.1スタート

### ●〈お問い合わせ先〉●

- 経済産業省 製造産業局自動車課  
TEL:03-3501-1690 FAX:03-3501-6691  
経済産業省: <http://www.meti.go.jp/policy/automobile/index.html>
- 環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課自動車リサイクル対策室  
TEL:03-5501-3153 FAX:03-3593-8262  
環境省: <http://www.env.go.jp/recycle/car/index.html>

新車・中古車販売事業者  
および  
整備事業者の方へ

# 自動車リサイクル法が 来年1月1日にスタートします!



クルマのリサイクルを、  
みんなで支えましょう!



自動車リサイクル法

未来のために  
環境のために

自動車リサイクル法では、自動車所有者と新車・中古車販売事業者や整備事業者などの関連事業者の皆さまに、重要な役割を担っていただきますので、ご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

経済産業省  
環境省  
国土交通省

# 自動車リサイクル法について

# リサイクル料金に関する重要事項です！

## ① リサイクル料金って何？誰が支払うの？

**リサイクル料金とは、自動車を解体・破砕した後に残るゴミであるシュレッダーダスト、エアバッグ類のリサイクルとカーエアコンのフロン類を破壊するために必要な料金です。リサイクル料金は、自動車所有者の方に原則新車購入時または継続検査時にお支払いいただきます。国が指定する資金管理人〔(財)自動車リサイクル促進センター〕に預託していただき、自動車が使用済みになる時まで確実に管理することになります。なお、3品目のリサイクル料金に加え、リサイクル料金の管理に必要な費用(資金管理料金)と使用済自動車の引取り・引渡しの情報管理に必要な費用(情報管理料金)についてもお支払いいただきます。**

リサイクル料金の内訳は

シュレッダーダスト料金	エアバッグ類料金	フロン類料金	情報管理料金	資金管理料金
-------------	----------	--------	--------	--------

※上記については、今後とも自動車所有者に十分に周知してまいります。

## ② リサイクル料金っていくらなの？

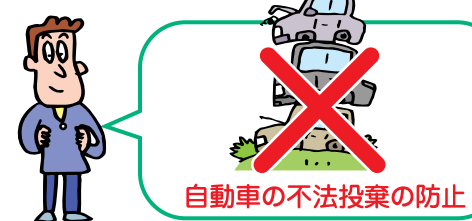
リサイクル料金はシュレッダーダストの発生見込量、エアバッグ類の個数・取り外しやすさ、フロン類の充てん量などを踏まえ、**自動車1台ごとに自動車メーカー・輸入業者が設定**します。その水準はまだ未定ですが、可能な限り早期に発表できるよう自動車メーカー・輸入業者も取り組んでいます。

リサイクル料金を設定する場合の要素

シュレッダーダストの発生見込量	エアバッグ類の個数・取り外しやすさ	フロン類の充てん量
-----------------	-------------------	-----------

## ③ どうして新車購入時または継続検査時に支払うの？

リサイクル料金を廃棄時点で支払っていただくとした場合、その**負担感から自動車が不法投棄されることが懸念**されることなどから、**原則新車購入時または継続検査時にお支払いいただくこと**になります。



自動車リサイクル法がスタートする  
来年1月1日以降に  
新たに販売される自動車

新車を購入する時に預託(新車購入時預託)  
※登録・検査時の預託確認は来年2月1日から始まります。

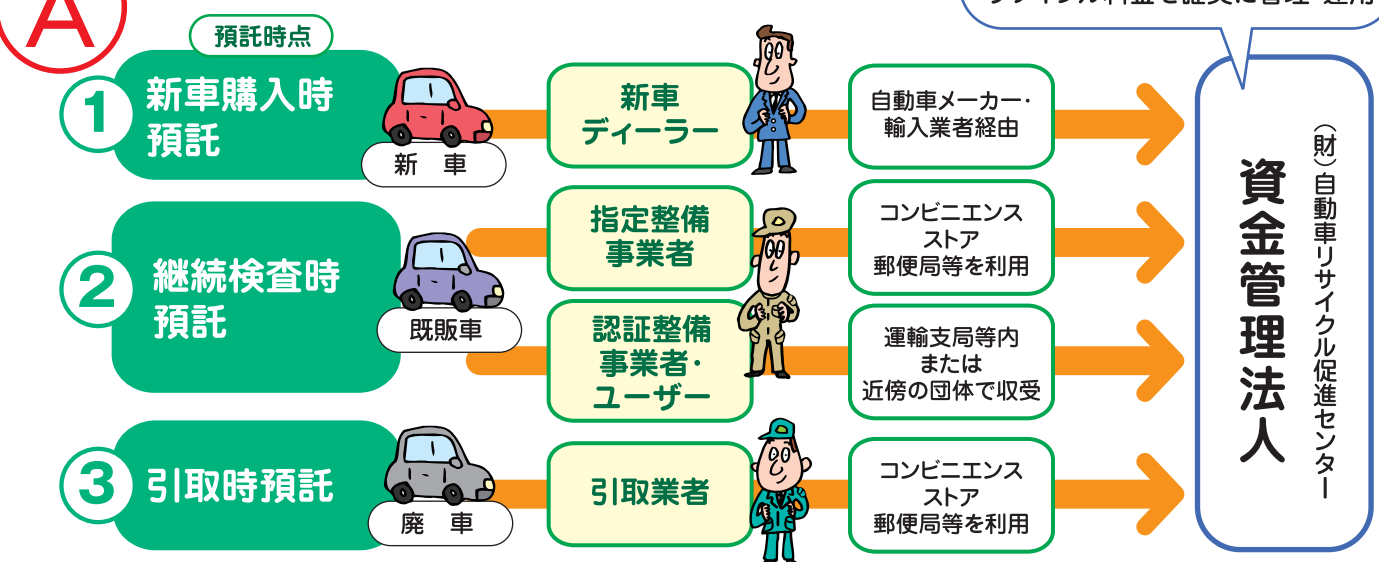
自動車リサイクル法がスタートする  
来年1月1日に  
既に保有されている自動車

継続検査、中古新規登録検査、構造等変更検査を受ける場合  
来年1月1日以降最初の車検、中古新規登録を受ける時に預託  
(継続検査時預託:3年間の時限措置)  
※登録・検査時の預託確認は来年2月1日から始まります。

継続検査、中古新規登録検査、構造等変更検査を受けずに  
使用済み自動車として、引取業者に引き渡す時に預託  
(引取時預託)

## ④ どんな方法で預託するの？

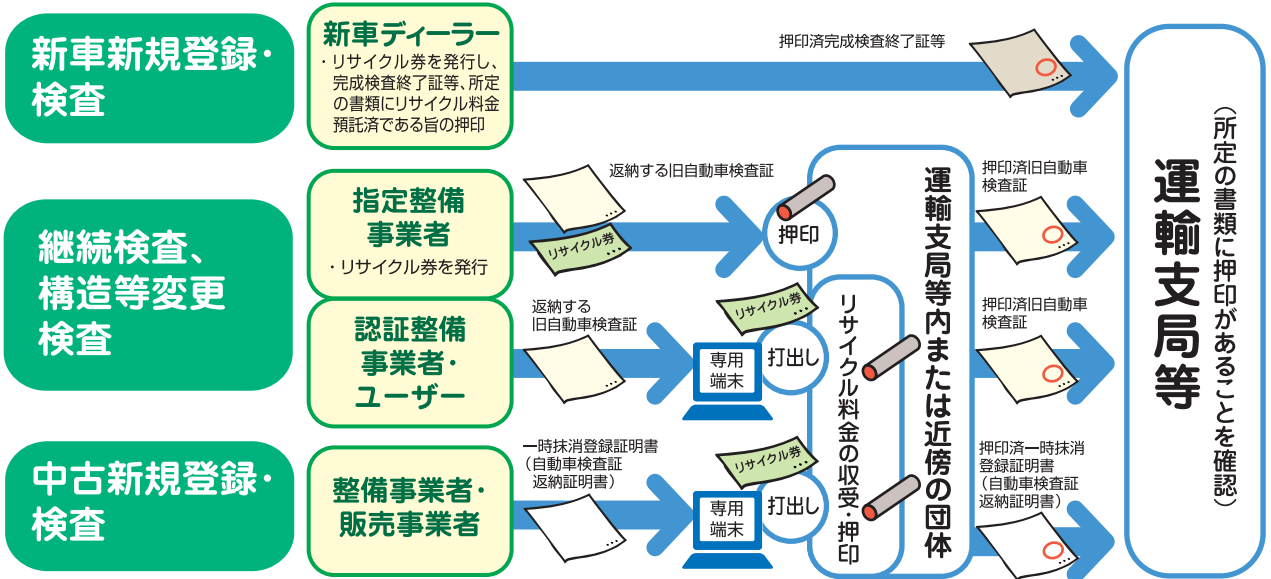
新車購入時預託、継続検査時預託、引取時預託、それぞれ主に以下の方法で預託していただくことになります。



将来のリサイクル実施時まで  
リサイクル料金を確実に管理・運用

## ⑤ 登録・検査時には何か手続きが必要なの？

来年の**2月1日以降**は、新車新規登録・検査、継続検査、構造等変更検査、中古新規登録・検査を受ける際に、**運輸支局等においてリサイクル料金が預託されているか否かが確認され、預託されていない場合、登録・検査が受けられなくなります**(継続検査、構造等変更検査、中古新規登録・検査については、来年の2月1日以降3年間の時限措置)。具体的には、リサイクル料金が預託されていることを証明する**リサイクル券**を活用し、主に以下の方法でリサイクル料金預託の有無が確認されます(リサイクル券は紛失されないよう、自動車検査証などと共に適切に保管していただくようユーザーにお願いしてください)。



※引取業者が使用済自動車を引き取る際に実施するリサイクル料金の預託の有無の確認は、来年1月1日から始まります。  
※3年間の時限措置期間中に2回以上の継続検査、構造等変更検査、中古新規登録・検査を受ける場合、2回目以降もリサイクル料金の預託の有無が確認されます。その際は、1回目に利用したリサイクル券を運輸支局等内または近隣の団体に再度提示してください(改めてリサイクル料金を支払う必要はありません)。

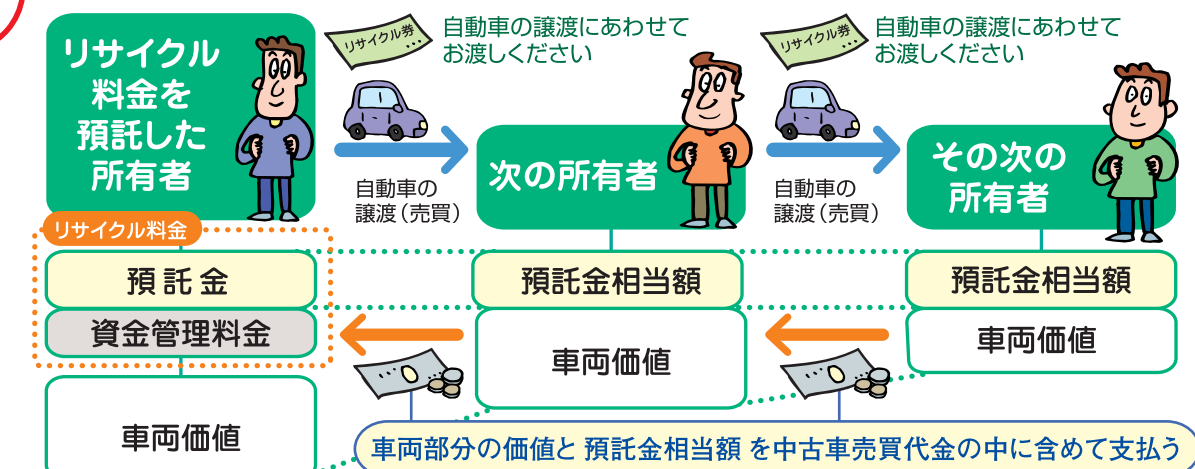
## ⑥ 預託済みのリサイクル料金の会計上の取扱いはどうなるの？

新車購入時預託、継続検査時預託で預託した場合は、シュレッダーダスト料金、エアバッグ類料金、フロン類料金、情報管理料金の4つの料金は、「**自動車所有者の資産**」として位置付けられます。事業者として会計処理を行う場合は、**預託金として資産勘定に計上**してください(費用として処理することはできません)。**資金管理料金は、預託金として資産勘定に計上するのではなく、支払った時点で費用処理**してください。

リサイクル料金項目	科目
●シュレッダーダスト料金	預託金
●エアバッグ類料金	
●フロン類料金	
●情報管理料金	
●資金管理料金	費用

## ⑦ リサイクル料金預託済みの中古車を売買した時は、リサイクル料金はどうなるの？

新所有者は車両部分の価値とリサイクル券に記載されている**預託金相当額**を、中古車売買代金の中に含めて、**旧所有者に支払う**ことが必要です。

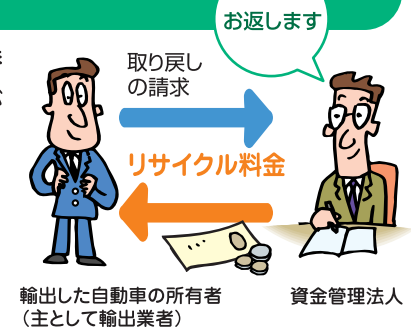


会計：税制上の取扱い

購入時と売却時では、同額の預託金相当額を支払い、受け取っているので課税所得が生じません。預託金相当額の授受については、消費税法上の非課税取引になります。このため、車両価値金額と預託金相当額について事業者として会計処理を行う場合は、別々に会計処理をしてください。新所有者は預託金相当額を資産計上し、旧所有者は資産勘定に計上されていた預託金相当額を現金に振り替えることになります。

## ⑧ リサイクル料金預託済みの中古車を輸出した場合、預託したリサイクル料金はどうなるの？

輸出した自動車の所有者(主として輸出業者を想定)は、リサイクル券に記載されている**預託金の取り戻しを資金管理人に請求**することができます。資金管理人へ取り戻しを請求する際は、以下の**添付書類が必要**になります。  
① 輸出した自動車の**車台番号が記載された輸出許可書の写し**  
② 輸出した自動車の**車台番号が記載された船荷証券の写し**  
③ 改正道路運送車両法で制度化された**輸出抹消仮登録証明書**(輸出予定届出証明書)の写し



※なお、取り戻しの際は手数料が必要になります。また、携行品扱いでの輸出の場合など、上記の添付書類がそろわない時は、リサイクル料金の取り戻しはできません。